住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

（イ）第４１条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

（ａ）新築されたもの

（ｂ）建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

（ｃ）新築されたもの

（ｄ）建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

（ｅ）新築されたもの

（ｆ）建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

（ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた

家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

（ｂ）（ａ）以外

の規定に基づき、下記の家屋　 　　　　年　　月　　　日　（ハ）新築　　がこの規定に該当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（ニ）取得

するものである旨を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所 |  |
| 申請者の氏名 |  |
| 家屋の所在地 | 三重県亀山市 |
| 家屋番号 |  |
| 取得の原因（移転登記の場合） | （１）売買　　　　　　（２）競落 |

令和　　年　　月　　日

亀山市長　櫻　井　義　之

　　（注１）｛　｝の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

　　（注２）取得の原因については、該当するものを○印で囲む。